

会 議 録			
第2回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		令和4年11月4日（金）午後2時00分	
開催場所		全員協議会室	
開催時刻	午後2時00分	閉会時刻	午後2時45分
出席委員		事務局	
鈴木 正敏		保健福祉部長	
山口 はるみ		大野 久芳	
岩崎 郁人		保健福祉部次長兼長寿あんしん課長	
雲崎 恵美子		田中 克則	
大西 康之		保健福祉部次長兼長健康保険医療課長	
星谷 光市郎		櫻井 崇	
藤井 充		長寿あんしん課長補佐	
宮永 美都		川口 暢	
木暮 晃治		長寿あんしん課長補佐	
松根 洋右		浅井 里美	
柳田 司		健康保険医療課 保険料年金担当 統括主査	
		島津 結実	
		長寿あんしん課介護保険担当 主査	
		安藤 一樹	
		長寿あんしん課介護保険担当 主事	
		古屋 直子	
欠 席 委 員			
菅野 隆			
森田 圭子			
深野 正美			
平井 藍			
備	傍聴者 なし		
考			
会議録作成者氏名		安藤 一樹	

会 議 内 容	
川口課長補佐	本日は、お忙しいなか、委員の皆様につきましてはご出席いただきまして誠にありがとうございます。 今回、会議に先立ちまして、事務局より3点ほどお願いがございます。 現在、コロナ感染は、以前よりも減少しているものの、引き続き感染症対策は必要となります。このことから、感染リスクを抑えるために、スムーズな議事進行にご協力のほどお願いいたします。そして、各委員、ご質問など発言される場合、コロナ感染対策として職員がマイクをスタンドごと持って、机の上に置きますので、委員自身はマイクを持たず発言をお願いします。また、会議録作成のため、会議中はICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承お願いいたします。また、本日、菅野会長が不在のため、和光市介護保険条例第19条第4項の規定により、鈴木副会長に会長の職務を代理していただくこととなりましたので、あらかじめ報告させていただきます。 それでは、まず本日の資料の確認をさせていただきます。 事前配布資料としては、①資料N01 令和4年度介護保険特別会計12月補正予算要旨②資料N02 令和4年度和光市介護保険特別会計補正予算(案)③資料N03 令和4年度介護保険特別会計12月補正予算 財源充当④資料N04 令和4年度介護保険介護給付費準備基金積立及び取崩しの状況⑤資料N05 令和4年度介護保険特別会計歳入・歳出予算執行状況となります。 事前配布資料としては、会議次第となります。資料に不足のある方は挙手をお願いします。 運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、コロナ禍において対面でのやりとりをなるべく少なくさせるため、今回、会長の机の上の上に原本を、各委員のところにはコピーの諮問書を置かせていただきました。ご了承いただければと思います。 それでは、鈴木副会長に会議の進行をお願いいたします。
鈴木副会長	ただいまから、令和4年度第2回和光市介護保険運営協議会を開会します。 まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
川口課長補佐	本日の出席委員は、委員15名中で12名です。

鈴木副会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている会議の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。 柳田委員、松根委員、議事録の署名をお願いします。 傍聴人はいませんね。それでは、議事に入ります。 市長からの諮問に基づき、諮問事項1「令和4年度和光市介護保険特別会計補正予算（案）について」を、事務局から説明をお願いします。
川口課長補佐	本日の出席委員ですが、11名でしたので修正させてください。
安藤主査	令和4年度介護保険特別会計12月補正予算について説明させていただきます。 資料N01「令和4年度介護保険特別会計12月補正予算要旨」及び資料N02「令和4年度和光市介護保険特別会計補正予算（案）」をご覧ください。 なお、資料N01の○で囲われている数字と資料N02の○で囲われている数字は対応しております。 まず、歳出について説明させていただきます。 歳出については、①「過誤納金還付金」②「地域密着型介護予防サービス保険給付」④「介護給付費準備基金積立」について増額補正を計上しました。なお、③については、補正額は0円となり、財源の変更のみを行います。 これからの説明において、財源について、「特定財源」という言葉と「一般財源」という言葉が出てきますので、ここであらかじめ説明させていただきます。「特定財源」とは、国や県、支払基金等から法定割合に応じもらえるお金を財源としているもので、「一般財源」とは、第1号被保険者の保険料や介護給付費準備基金を財源としているものとなります。 それでは、①について、健康保険医療課島津から説明させていただきます。
島津統括主査	令和4年度介護保険特別会計12月補正予算、歳出過誤納還付金について、説明いたします。 歳出過誤納還付金は、前年度までの介護保険料の賦課について、死亡、所得変更、転出等の理由により、今年度に入ってから賦課更正がなされ、当該被保険者に還付を行うものです。 はじめに、歳出過誤納還付金の令和4年度執行状況について説明い

安藤主査	たします。歳出過誤納還付金は年々増加傾向にあり、令和４年度当初予算につきましては、前年度当初予算より２０万円多い１００万円を計上しております。 しかしながら、令和４年度上半期執行状況は、件数が１０７件、金額は１０７万６千８１０円と、すでに当初の見込みを上回っており、増額補正を計上するものです。なお、不足分については予備費の充用により対応しております。 次に、補正額の算出方法について説明いたします。今年度上半期の執行額を前年度と比較しますと、１．４倍の増加となっております。この伸び率を、前年度１月から３月の執行額、１５万２千６６０円に掛け、今年度１月から３月の支出見込額を約２２万円と算出し、補正額といたしました。 なお、財源はすべて一般財源となっております。 ②以降は、長寿あんしん課安藤から説明致します。 ②の「地域密着型介護予防サービス保険給付」とは、利用者が和光市に住所を有する要支援者に限定されるもので、和光市では、「介護予防小規模多機能型居宅介護」というサービスが当該給付に該当し、小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられるもので、本人の希望に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けられるものです。 当該給付については、令和４年度の当初予算については、給付費の伸び率等を勘案し、前年度から増額し策定しましたが、令和４年度の利用者の実績が当初１４人を見込んでいたところ、最新の平均値が１６人となり、見込より増加しており、増額補正の必要性が出てきたため、２５１万５千円の増額補正を計上しました。 利用者が増加した主な要因としては、①コロナが落ち着いて来たこと等から利用者について回復傾向にあること。②事業所の体制について、人員の確保ができ、利用者の送迎等に人手を回せることとなり、施設への受入人数について多少ではあるが増やすことができるようになったこと。の２点が挙げれます。 財源につきましては、歳入の説明の際詳しくは説明致しますが、国庫負担金等の特定財源が７３．１４％、残りの２６．８６％が一般財源となっております。 ③については、資料ＮＯ２の左真ん中部分の補正額の部分が空欄となっております。
-------------	--

これは、「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の内示に伴い、財源のみが変更となり、予算額に変更がないためです。

「保険者機能強化推進交付金」については、「介護予防・生活支援サービス事業費」に「介護保険保険者努力支援交付金」については、「紙おむつ等支給」及び「介護予防強化サービス事業」に充当します。資料N02の③の右側の財源内訳を見て頂くと、一般財源部分がマイナスとなっております。

これは、当初予算策定時、「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の交付額が確定していなかったため、歳出の財源として一般財源により対応していたものについて、「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の交付金額が確定したことから、一般財源を財源とする必要が無くなったためです。

このマイナスとなった金額が、次に説明する介護給付費準備基金積立の対象となります。

続きまして④をご覧ください。介護給付費準備基金への積立の対象となる金額は、③で説明したとおり、財源が変更となった「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」となりますが、同額ではなく、「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の交付額から今回の歳出補正に係る財源が一般財源となっているもの、つまり、「地域密着型介護予防サービス保険給付」の財源のうち特定財源以外のものと「過誤納還付金」の補正額を減じて得た額となり、2,035万2千円となります。

なお、当該補正額を反映した後の介護給付費準備基金積立額は、2億4,154万8千円となる見込です。詳細は、資料N04をご覧ください。

歳入については、まず、「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の交付額が示されたため、増額補正を計上しました。

「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」とは、保険者の介護保険についての取組について、得点化され、当該得点に応じて、交付金が交付されるものです。

それぞれ、当初予算として1千円を計上していたため、内示額がら当該1千円を減じた額を計上することとし、「保険者機能強化推進交付金」にあつては、1,044万4千円を「介護保険保険者努力支援交付金」にあつては、1,080万5千円の増額補正を計上しました。

	その他の歳入の補正については、「地域密着型介護予防サービス保険給付」について、増額補正を行うため、当該増額補正額に国、県、支払基金及び市の法定負担割合を乗じて得た額を歳入として増額補正します。それぞれの算出方法は、資料N01の歳入の①から⑤までのとおりとなっております。 資料N03及び資料N05については、今回の補正予算について総覧したものとなりますので、後ほどご覧ください。 以上で、令和4年度12月議会に上程予定の介護保険特別会計補正予算案の説明を終わります。
鈴木副会長	ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
山口委員	今の説明の中でいろいろなジャーナリストさんとかが和光市の保険料、介護保険料についてオムツのところと包括のところの給付が一般財源から出ているから保険料が安いんだ、そんな情報があったりとかしていたんですが、それで一般財源からこちらに移行することになっていくのかななんて思っていました。 今年度から保険料も上がってきまして、一般財源から移行するという事でまた保険料が上がっていくのかどうなのかというのを質問させていただきたい。
鈴木副会長	はい、事務局の方でお願いします。
川口課長補佐	はい保険料につきましては、この3年、4年、5年につきましては、第8期の長寿あんしんプラン、こちらに基づいて動きますので、上がることはございません。 ただまあ、これからなんですけど、9期に向けて策定委員会を立ち上げまして、それで実施している事業だとか保険料についてもお話ししていく機会がございます。それにより内容を精査するという形になりますので、上がるか上がらないかについては、おっしゃるとおり難しいところですが、流れ的には、来年度にかけて、来年度中ですかね、計画策定の中で動きまして、上げる必要があるかどうか、事業の支出の内容や積立の状況等を勘案して、精査する形となります。
鈴木副課長	よろしいでしょうか。そのほかにいかがでしょうか。

柳田委員	補正予算以外のことでよろしいでしょうか。 資料5の歳入歳出の歳出に関係あることですが、初歩的なことかもしれませんが、例えばデイサービス等を利用すると、利用料金がかかりますよね。それで、そのなかで、1割負担とか3割負担とか本人が負担すると思うのですが、それが介護度が1から5とかです、その介護度が5に近づくほど利用料金が高くなると思うんですね。制度設計上そうになっていると思うのですが、聞いた話によりますと、例えば1の人が、本当は2なんだけど、申請すれば2になるんだけど、利用料金が上がるので、申請しない、1回ごとの値段が上がるのが、いやだということではないということを聞いたんですけど、私、考えると、重度が上がれば上がるほど大変なんですよ。だから、介護が必要となってきました。そうすると、まあ制度設計上しかたないのかもしれませんが、それだけ事業所に負担が掛かるから負担を上げなければならない、ということは分かるのですが、だんだん厳しくなって体が動かなくなってきた、利用料が上がるというのはちょっとなんか厳しいかなと思うんですね。 事業者は、負担が上がるので、それだけのものをもらいたいというのは、当然のことでしょうけど、これ、交付金とか負担金とかで市の方から払うと思うんですけど、その前に調整して、重い負担にならないようにですね、した方がいいんじゃないかと思ったんですけど、そういったことは、制度設計上、無理なんだろうというのが質問です。
鈴木副会長	今の質問、そうですね、介護度の認定申請とかそのへんから、介護負担の額がやっぱり高くて、下げたりするのがしょうがないとかいうのは、正直問題だと思うのですが、介護認定の際に、その辺の状況はいかがでしょうか。
川口課長補佐	保険料の状況だったりとかサービスの状況だったりとか、掛かった費用の状況なのですが、やはり事業所さんにも掛かった部分はお支払いしないといけないという風には考えております。で、問題は、そのサービス量に掛かる費用、実際に払う費用、ケアマネジャーさんとかはですね、サービスを調整するときに、なるだけその人に合ったサービスの提供について、最低限必要な所と、必要だけど他のやり方のできるよねなど、やり方によってその人に合った、安いというわけではないですけど、適正な給付を心掛けていく。あとはですね、制度の中で、高額介護サービス費という形で、ある一定の金額までお支払

	いしていただいた場合は、それ以上負担する必要がないという上限を決めた分がありますので、そういった部分につきましては、制度によって一時的に支払いはあるかもしれませんが、給付として戻ってくるというようなサービスもあるかと思います。 様々な支援の形を取って、なるだけその人に負担のない適正なサービスをケアマネージャーさんもサービスの選定などにおいて、適切になるように心掛けているかと思います。また、なるだけ利用者の負担が抑えられるようにやっているのではないかと思います。
鈴木副会長	いかがでしょうか。
柳田委員	おっしゃることは分かるのですが、高額負担の払い戻しみたいなものは分かるのですが、利用料金が例えば、要介護度、1、2、3、4、5と料金が設定されているのですよね。例えば介護1の方は、デイケアサービスを受けると、1日、例えば1000円、1万円だったら1000円掛かる。1割負担ですから。すると、都度、500円とか600円とか払うことになるんですよね。ところが2の方は、700円、3の方は800円とか、なんか上がっていくんですよね。また、確かにそのとおり、負担が増えますから、当然だとは思いますが、事業者の方もお金、それだけ負担が増えるので上がるのは当然だとは思いますが、その保険というシステムの中で、重度の方は、高い金額を払うというのが、ちょっとそれでいいのかな、体は大変なことになるなかで負担を増やさないように慣らして、一回での負担を同じ500円とかにして、その差額は、保険での還付、そういう制度設計の方がいいのではないかと、まあ、1割負担とか決まっているので、そうなるのはしょうがないのですが、その差額を慣らすと、それで重度な方は余計に負担してもらわなくて済むのですから。重度な方は、それだけ負担が掛かるのですから、それをなるべく減らす方法があってもいいのではないかなと、そういうことなんですよ。制度設計は分かりますよ、そういう制度設計になっているというのは、しょうがないかもしれないけど、やっぱり国全体として賄うのですから、そこら辺、ちょっと工夫する必要があるのかなと思って質問したのですけどもね。
鈴木副会長	はい、これはあの、国の制度上の問題で、なかなか単独の自治体で、その辺を解決するのは、難しいかなと思うのですが、介護報酬が今の状況では、下がることはなくて、上がる状況となっていて、まあ、医

柳田委員	療費とかもそうなんです、そういう状況のなかで、その辺の独自の対策を取っていくというのも、財源が伴うことなんで難しいと思うのですが、その辺も含めて事情等を説明して欲しいという趣旨のことでしょうか。 そうですね、地方自治体ですぐできることだとは思わないのですが、やはり重度の方にもちょっと手厚くしていくというのかな、まあ、現に、周りの方で、例えば1だけど、本当は、2、3で重度でもいいんじゃないのかとケアマネージャーの方にも申請しなさいよと言われても、いや、利用料金が上がるからと、切実なことがあるのかなと思ったものですから質問いたしました。
田中保健福祉部次長兼長寿あんしん課長	現在の介護保険制度によりますと、介護度によって当然、同じサービスを受けても、利用料金は各介護度に応じて設定されております。介護保険のサービスを受けるに当たり、介護認定を受ける。その方の状態を見極めたうえで、介護1から5、要支援1、2と認定をさせていただいて、認定有効期間を設定をさせていただき、そのなかで、ご本人様や、ご家族、ケアマネージャーの協議のうえで、様々なサービスを導入していくというものであります。 いったん出た要介護の状態が悪化したり、逆に快方に向かったということであれば、介護度が下がったり、逆に上がったりということもございますけれども、介護度によってサービスというのが違ってまいります。 介護の手間というのが非常に重要になりまして、どれだけ介護の手間が掛かるのかによって介護度が変わってまいりますので、その分利用料金が上がるわけがございますけれども、軽度の方よりも介護度が高い方が受けるサービスも違ってまいりますので、柳田委員がおっしゃるようにご負担を軽減したいということは確かにあるとは思いますが、その分、市といたしましては、一般財源からご負担された一割についても、利用料助成といった制度を導入いたしまして、本来であればサービスを受けたいが、受けられないという人を支援するための制度を設けまして、利用控えがないように、適切な介護サービスが適切な量を受けられるような制度設計をしているところであります。 介護は、人件費が大部分でございますので、介護度が高い方については、どうしてもそれなりに手間が掛かるというのは、事実でありますので、その分負担していただくわけではございますけれども、それ

	に伴った、先ほど申し上げた高額介護や食費等に限度額を設けております。また、こちら先ほど申し上げた利用料助成ということで、ご負担額に応じて調整をすることによって、介護サービスを適正に受けられるように配慮しているところでございますのでご理解いただければと思います。
鈴木副会長	よろしいでしょうか。それではその他にございますか。
藤井委員	私、今お話を聞くまでは、そういう疑問全く考えなかったんですよ。でも聞いたら、本当だなと思ったんです。私、個人的には、医者嫌い、どうしてもということになっても行かないんですね。それで行くとまた来てくださいと言われるんですね。昔は、もう大丈夫っていうのが、今はお客さんになって、また来てくださいと言われるようになってから、私、行かないようにしているんですね。で、私が主治医の所に行くと、薬出そうかと言われるのですが、私いませんというんですね。そうすると、藤井さん、薬いらないよね、と言われるんですね。先生に、その薬なんで必要なんですかと教えてもらえば、それでいいという考えで生きてます。去年もあまり医療費にお金を掛けてないし、掛かる人と掛からない人、掛からない人は、健康だからいいとなったときに、掛かる人は、重度になればなるほどお金が掛かっている。私も、病気になったら手術などしないで、苦しんで逝きたいという主義で、頭がしっかりしていたら。もし、認知になっちゃったら、違うかもしれないけど。前も気を失って、失う前に救急車呼ぶなと叫んだんですけど、医療関係というのは、患者様、お客様になっちゃったのかなと。そうすると確かに一生懸命お医者様とかは頑張っているようですけど、私、そのところ意識を変えて患者様ではなくて患者さんにし、医療体制もお金もそうですけど、もうちょっとセーブできるようにそういうことができるんじゃないかと。今、その現状では、みんな納得するものなんです。ちょっと話が分からない所があったかもしれませんが。すみません。ありがとうございます。
鈴木副会長	質問というか意見ということで、よろしいですか。 それに関して、事務局特別よろしいですか。
山口委員	実際にサービスをしている側の意見として、やっぱり介護が軽い方が負担は少ないし、心も体も楽ということで、サービス事業所の方からすれば、重度化にならないように予防する視点で関わらせていただ

鈴木副会長	いていて、重くならないようなそんな支援をしていきたいと思っているので、ご負担が増えないようにでもありますし、寝たきりにならない介護サービス、関わり方で、和光市の事業所はやって行きたいなと思っております。
	介護事業の委員さんからの意見でした。その他いかがでしょうか。 では、私の方からちょっと一つだけ。今年度の予算執行、半年以上経過していましたが、当初予算に沿った予算執行の状況になっているかなと思うのですが、今後コロナの状況が、医療保険なんかでもコロナによって給付費、予算の執行が、相当、通常よりも変化しているという状況があるのですが、介護の予算に関して、今後、決算の見通しを含めてそう大きな動きは無かったのかなというようなことを総括的にどのように見ているのでしょうか。
田中保健福祉部次長兼長寿あんしん課長	上半期が終了した段階で、執行状況は確認しているところであります。特に介護保険特別会計につきましては、支出が大きいのが居宅介護の給付、地域密着型、施設サービスが大きな3本柱でございます。執行状況といたしましては、居宅サービスが約48%、地域密着型が約46%、施設サービスが約52%ということで、概ね半年の実績としては、良好な数字というか、このままでいけば、全体として予算通りの状況かと考えております。 ただ、今後高齢者の数も増加し、それに伴い認定される方も微増という状況でございますことから、今後どのようなサービスにニーズが出ているのか、また、コロナの状況もございます。今までは、通所よりも訪問が増えたといったような動きもございましたが、今後、コロナが収束に向かって、コロナ前の状況に戻ると、サービス提供体制等も変わってくると思います。また、介護予防事業におきましても、感染対策を取って分散化したり、人数を制限したりなど、コロナの状況で介護保険事業を執行されている状況です。また、高齢者の方も重症化しやすい状況でございますので、サービス控え、ご本人だったりご家族であったり意向もあって感染リスクのために利用を控えているといったことも現状でありますので、そういった状況を見極めながら適切に判断して、しかるべき措置をとっていききたいと考えております。
鈴木副会長	はいありがとうございます。 それではその他もよろしいでしょうか。無ければ、採決に入りたい

	と思います。 それでは、採決を行います。 諮問事項1「令和4年度和光市介護保険特別会計補正予算（案）について」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。 ※異議なしの声※
鈴木副会長	異議がないので、承認します。 その他、事務局から何かありますか。ありましたらお願いします。
川口課長補佐	ございません。
鈴木副会長	それでは、これで令和4年度第2回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

